



児童ポルノの根絶に向けて

児童ポルノの製造は、児童の人権を踏みにじる行為であり、絶対に許すことはできません。また、児童ポルノ画像がインターネット上に一度でも流出してしまうと、その回収は極めて困難で、将来にわたって児童を苦しめることとなります。

警察では、児童の保護の徹底を図るため、児童ポルノの根絶に向けた取り締まりを強化しています。

1 児童ポルノとは

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」で、次のように定義されています。

※児童～18歳に満たない者をいいます。(性別は問いません。)

写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であって、次のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの

- 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 他人が児童の性器などを触る行為又は児童が他人の性器などを触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

■児童ポルノに関する犯罪に対しては、重い刑罰が科されます。

- ・自己の性的好奇心を満たす目的による児童ポルノ所持
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（平成27年7月15日から適用）
- ・児童ポルノの提供、製造など
3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- ・児童ポルノの不特定又は多数への提供、公然陳列など
5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科

2 被害に遭わないために

児童を言葉巧みにだましたり、又は脅したりして裸の写真を撮影させ、メールでその画像を送信させる事件が発生しています。例え、親しい間柄であっても、そういった画像は絶対に送らないでください。

一度インターネット上に流出した画像の回収は、極めて困難です。



いかなぜよ!! 飲酒運転

高知県内では、8月末現在で飲酒運転による交通事故が12件発生し、11人が負傷し、2人の方が亡くなっています。

「事故を起こしても、罰則は自分だけで済むはず」と考えているなら間違いです。

本人の強い意志はもとより、『運転をするなら酒を飲まない、酒を飲んだら運転をしない、運転する人に酒をすすめない、酒を飲んだ人に運転をさせない』飲酒運転西ない運動を家庭、職場、地域に広め、飲酒運転を許さない環境づくりが大切です。

罰則

運転者本人

酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

車両の提供者

酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者 車両の同乗者

酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

南海トラフ地震に備えよう!!

南海トラフ巨大地震は、今後30年以内に発生する可能性が

約70パーセント

と言われており、いつ発生してもおかしくない状況にあります。

地震の発生を防ぐことはできませんが、日ごろから自治会などの主催する防災訓練や学習会などに参加し、地震や津波に対する正しい知識や行動を身に付けておくことで、被害を最小限に抑えることができます。

○防災訓練や学習会などへの参加

地震に対する正しい知識を持ち、非常用持ち出し袋を準備しておくなど、事前の備えをしっかりと進めるとともに、地震発生時に適切な行動がとれるよう、日ごろから、自治会などの主催する防災訓練や学習会などに、積極的に参加しましょう。

○自主防災組織の活性化

防災訓練や学習会などの機会を通じて防災リーダーを育成するなど、自主防災組織の活性化を図り、地域で互いに支えあえる仕組みや体制の構築に努めましょう。